

政令第五十八号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

理由

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。